

学校法人大阪YMCA 発達支援事業 専門職員・常勤職員 募集要項

【募集職種】

学校法人大阪YMCA 発達支援事業 専門職員・常勤職員

大阪YMCA発達支援事業は、1996年発達障害という言葉が一般に知られていない時代に大阪医科大学 LD センター顧問であり大阪教育大学名誉教授の竹田契一先生のご発案からスタートし、学習につまずきを持つ子どもたちの全体的な発達をサポートすることを願って歩みを進めてきました。今では、年間900件以上の発達相談やカウンセリングをはじめ、年間120名以上の子どもたちの小集団療育を実施しています。発達支援事業だけでなく、様々な事業を展開する大阪YMCAだからこそ長期的な子どもたちや保護者の支援体制があります。また、様々な専門資格を持つ職員が在職しており、職員自身もスキルアップ・学べる環境があります。

【募集人数】

若干名

【応募資格】

下記を満たす者

- (1) 「大阪YMCAの使命」に賛同し、その活動に情熱を有する者。
- (2) キリスト教教育を理解し、その実践に協力できる者。
- (3) 医療・心理・福祉だけでなく、発達や教育の知識・興味があり実践できる者。
- (4) 幼児から高校生までの幅広い年齢層・長期的なアプローチに関して関心のある者。
- (5) 特別支援教育士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士、公認心理師、児童発達支援管理者またはこれに準ずる資格のいずれかの資格を有する者。もしくは取得見込みの者。

【職務内容】

部門1: 児童発達支援・放課後等デイサービス 児童発達支援管理責任者、運営事務 など

部門2: 発達障がいのある子ども(4歳～18歳)の小集団トレーニング、運営事務 など

部門3: 発達相談・カウンセリング(18歳未満の児童生徒とその保護者・教員対象)

巡回相談、言語トレーニング、運営事務 など

【待 遇】

1、専門職員

- (1) 契約期間: 2025年4月1日～(定年制)
- (2) 給 与: YMCA規定による。
*年齢、職務、資格、経験を考慮する。
- (3) 賞 与: 年2回支給
- (4) 福利厚生: 各種社会保険完備、福利厚生規程による。
育児支援制度、介護休業制度、看護休暇制度、積立貯蓄制度、退職金制度
職員割引制度など

- (5) 諸手当:通勤手当、家族手当、役職手当など
- (6) 休日:週休2日制、祝日、年末年始他
- (7) 休暇:年次有給休暇、特別休暇

2、常勤職員

- (1) 契約期間:2025年4月1日~2026年3月31日(1年契約)
 - *希望すれば在職期間中に定年制への職制変更試験の機会がある。
- (2) 給与:YMCA規定による。
 - *年齢、職務、資格、経験を考慮する。
- (3) 賞与:年2回支給
- (4) 福利厚生:各種社会保険完備、福利厚生規程による。
- (5) 通勤手当:通勤手当支給規程による。
- (6) 休日:週休2日制、祝日、年末年始他
- (7) 休暇:年次有給休暇、特別休暇

【勤務地】

部門1:大阪市淀川区付近 新規事業のため住所は未定

部門2・3:大阪YMCA総合教育センター(サポートクラス):大阪市西区土佐堀 1-5-6

【応募書類】

- ①履歴書(写真貼付)
- ②学業成績証明書(大学院修了または修了見込の方は大学と大学院の両方必要)、
および卒業・修了(見込)証明書
- ③資格取得証明書のコピー *現時点で取得見込みの方は、提出は不要です。

【応募メ切り】

2024年12月末日 郵送必着

【選考】

- ・書類選考
- ・筆記試験・面接

【書類送付先】

大阪YMCA 発達支援事業 担当:池田聡美
〒550-0001 大阪市西区土佐堀 1-5-6 4階
メール:supportclass@osakaymca.org

メールアドレス

